

令和4年度 神戸大学法学部編入学試験問題

令和3年11月3日実施

論文（法学概論）

〔第1問〕 「私的自治の原則」の趣旨・内容、対象やその根拠について説明し、そのありうべき限界について、具体例をあげながら論じなさい。

〔第2問〕 悪性の高い行為によって大きな被害が生じた場合、被害者は加害者に対して、実際に生じた損害額の数倍、あるいはそれ以上の賠償の支払いを求めることができる、という考え方がある。これにはどのような根拠や問題がありうるかを考え、説明しなさい。

令和4年度 神戸大学法学部編入学試験問題

令和3年11月3日実施

論文（一般教養）

別紙に印刷した問題文は、温暖化に代表される人為的な気候変動への対策として、温室効果ガスを削減するための国際的規制の規範的原則について、様々な立場を比較した文章である。本論文に書かれている内容の全体、更にあなたがこれまでに学習した社会科学的知识を用いて、以下の問いに答えよ。

<第一問>

本論文で過去準拠説と名付けられている立場について、この立場が新興国・途上国にもたらし得る問題点について、途上国の国内政治的な観点と国際政治的な観点に分けて、350字以内で説明せよ。

<第二問>

本論文の平等排出説に関する議論のうち、コモンズ論について、何故この立場に立てば、大気の利用権は平等に分割されるべきなのだろうか。その理由を150字以内で説明せよ。

<第三問>

本論文で言う平等排出説に立脚した温暖化対策として、世界各国に対して一律に、現在どの国でも達成されていない、極めて厳しい一人あたりの排出量規制を課すことも一案であるように思われる。この対策に対して先進国側からどのような批判が提起される可能性があるか。例えば世界が、現在一人あたり排出量が10である先進国A国と、現在一人あたり排出量が6である途上国B国の二つだけで構成され、今後両国の排出量規制が3に統一されると仮定して、こうした批判の可能性について、各国の自然環境・地理的差異、規制強度の適切性という論点に分けて、500字以内で説明せよ。

（問題文）

出典：宇佐美誠「気候正義の分配原理」、宇佐美誠編『気候正義：地球温暖化に立ち向かう規範理論』（勁草書房、2019）

注

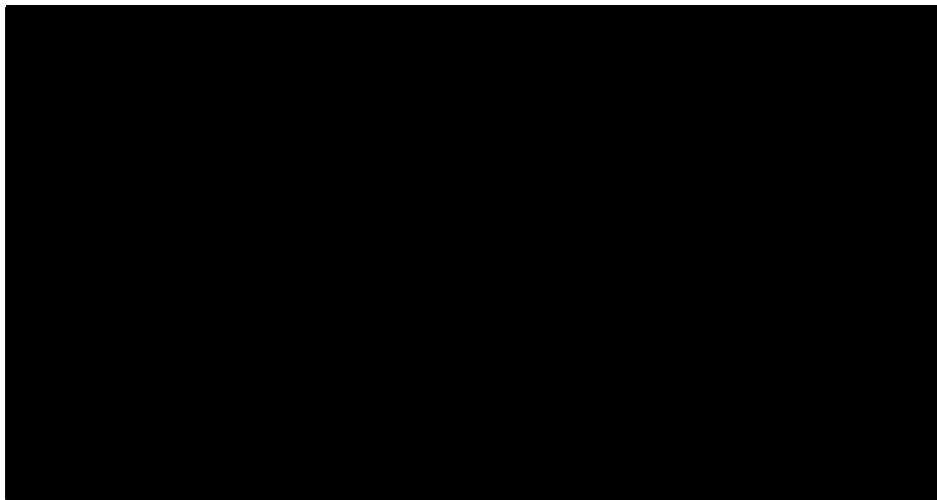
コモンズ：共有地

シンク：カーボンシンク。森や海など、二酸化炭素を吸収する効果をもつもの。

(問題文) (問題文全3ページのうち1ページ目)

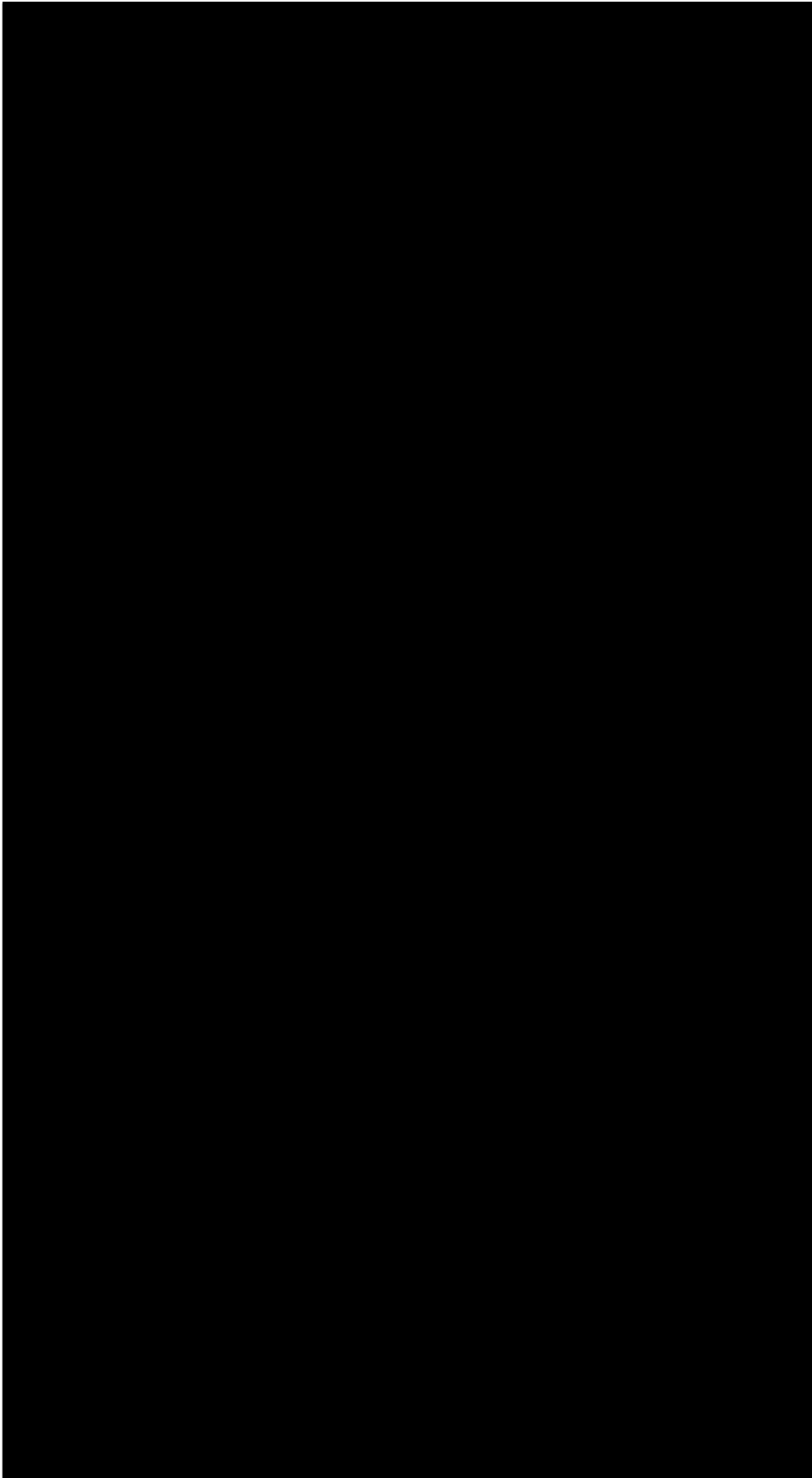


(中略)



(中略)

(問題文全3ページのうち2ページ目)



(中略)

(問題文全3ページのうち3ページ目)

